

答申第 714 号

平成 31 年 2 月 13 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
理事長 康 井 制 洋 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 6 月 18 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 45）（諮問第 824 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月27日付けメール、同月28日7時58分付けメール、同日13時23分付けメール、同日13時26分付けメール、同年8月2日付け事務連絡に係る回覧文書、同月4日付けメール、同月9日付けメールに係る回覧文書、同月16日付け通知に係る回覧文書及び同月19日に開催された特定会議に係る議事録を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、理事長は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月27日付けメール（以下「甲文書」という。）、同月28日7時58分付けメール（以下「乙文書」という。）、同日13時23分付けメール（以下「丙文書」という。）、同日13時26分付けメール（以下「丁文書」という。）、同年8月2日付け事務連絡に係る回覧文書（以下「戊文書」という。）、同月4日付けメール（以下「己文書」という。）、同月9日付けメールに係る回覧文書（以下「庚文書」という。）、同月16日付け通知に係る回覧文書（以下「辛文書」という。）及び同月19日に開催された特定会議に係る議事録（以下「壬文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の $\alpha - 1$ 欄から $\alpha - 4$ 欄までに掲げる情報については個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、別表1の $\beta - 1$ 欄から $\beta - 5$ 欄までに掲げる情報については団体等に関する情報であり、公開することにより、当該団体等の正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号本文

を理由に、別表1の $\gamma - 1$ 欄から $\gamma - 5$ 欄までに掲げる情報については、地方独立行政法人の事務に関する情報であって、公開することにより、その事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、理事長に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる実施機関の職員の氏名（印影含む。以下同じ。）について、実施機関の職員名簿には当然に記載されているものであるから、これらの情報は、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

イ 別表1の $\alpha - 2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 2$ 欄に掲げる特定団体の事務局職員の氏名は、当該事務局が独立行政法人であれば、当該独立行政法人に属する職員の氏名はその職員録等に記載されているものとして、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

ウ 別表1の $\alpha - 3$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 3$ 欄に掲げる特定団体の職員の名前等は、当該職員が公務員である場合には、かかる情報は職務遂行に関する情報であり、当該職員の名前は職員録に登載されているため、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

エ 別表1の $\alpha - 4$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 4$ 欄に掲げる特定団体を構成する団体又は施設の担当者の名前は、前記イと同様の理由により、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 別表1のβ-1欄に掲げる情報

別表1のβ-1欄に掲げる特定団体の事務局を担う法人の名称は、仮に当該特定団体の事務局として公表されていないものであったとしても、公開することにより、当該特定団体の正当な利益を害するものではないため、条例第5条第2号本文には該当しない。

イ 別表1のβ-2欄に掲げる情報

別表1のβ-2欄に掲げる特定団体を構成する団体又は施設の名称（独立行政法人であるものを除く。）は、仮に当該特定団体の構成員として公表されていないものであったとしても、公開することにより、当該特定団体の正当な利益を害するものではないため、条例第5条第2号本文には該当しない。

ウ 別表1のβ-3欄に掲げる情報

別表1のβ-3欄に掲げる特定会議における非防犯系議事内容は、公開したとしても、特定団体の正当な利益を害するものではないため、条例第5条第2号本文には該当しない。

エ 別表1のβ-4欄及びβ-5欄に掲げる情報

別表1のβ-4欄及びβ-5欄に掲げる特定会議における防犯系議事内容は、他の審査請求において審査請求人の主張が認容され、防犯関係の情報が公開されていることから、公開すべきである。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1のγ-1欄に掲げる情報

別表1のγ-1欄に掲げる情報のうち、職員個人用又は業務用電子メールアドレスについて、迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

この点は内線電話番号についても同様である。

また、別表1のγ-1欄に掲げる情報のうち、業務用電子メールアドレスの宛先となる所属名については、公開したとしても、迷惑メール等のおそれは生じないため、条例第5条第4号柱書には該当しない。

イ 別表 1 の $\gamma - 2$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\gamma - 2$ 欄に掲げるメールの件名の一部について、実施機関は、業務用電子メールアドレスと類似していることを理由に、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する旨説明するが、電子メールアドレスそのものではない以上、公開したとしても実施機関の業務に支障は生じないことから、同号柱書には該当しない。

ウ 別表 1 の $\gamma - 3$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\gamma - 3$ 欄に掲げる特定団体を構成する団体又は施設の名称のうち、独立行政法人に係るものは、仮に当該特定団体の構成員として公表されていないものであったとしても、公開することにより、当該独立行政法人の業務の遂行に支障を及ぼすものではないため、条例第 5 条第 4 号柱書には該当しない。

エ 別表 1 の $\gamma - 4$ 欄及び $\gamma - 5$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\gamma - 4$ 欄及び $\gamma - 5$ 欄に掲げる防犯系議事内容については、前記(2)エと同様の理由により公開すべきである。

(4) 条例第 7 条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表 1 に掲げる情報は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第 1 条等に反するため、取り止めるべきである。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、実施機関における職員の氏名であり、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報は、特定団体の事務局を担う法人の担当者の氏名であり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、当該法人にあっては、その職員の氏名を職員録やホームページ等で公にしていなかったため、かかる情報が同号ただし書イに該当することはなく、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことも明らかである。

ウ 別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報は、特定団体の職員の名前等であり、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、その内容及び性質にかんがみれば、かかる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

エ 別表1の $\alpha-4$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-4$ 欄に掲げる情報は、特定団体における特定会議の議事録に記載された同会議の開催場所及び同会議に出席した特定団体を構成する団体又は施設の担当者の名前であり、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報のうち、担当者の名前は、その所属する団体等の職員録やホームページ等において公にされているといった事実はないことから、これらの情報が同号ただし書イに該当することはなく、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 別表1の $\beta-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\beta-1$ 欄に掲げる情報は、特定団体の事務局を担う法人の名称であるところ、特定団体にあつては、そのホームページ等において、事務局を担う法人の名称を公にしていなかったことから、公開することにより、特定団体の運営等に影響を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第2号本文に該当する。

イ 別表1の $\beta-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\beta-2$ 欄に掲げる情報は、特定団体における特定会議の議事録に記載された特定会議に出席した特定団体を構成する団体又は施設（独立行政法人であるものを除く。以下、この項において同じ。）の名称であるところ、特定会議とは、特定団体の運営方針や事業内容を具体化するための機関であつて、新規事業や事業内容の変更、運営方針の検討等を行い、特定団体の総会に提案を行うことができる機関であり、特定団体とは、特定の障害者にかかわる施設のサービスの充実と、施設相互間の連携を図り、その生活の向上及び家族の支援に寄与することを目的とした社会福祉法人等が運営する各種施設等から構成される団体である。

したがって、これらの情報を公開すると、当該団体又は施設の当該特定会議への出欠が明らかとなり、その結果、当該団体又は施設の利用者

から寄せられる信頼等に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第5条第2号本文に該当する。

また、別表1のβ-2欄に掲げる情報のうち、壬文書の28行目以降のものについては、後記エと同様の理由により、同号本文に該当する。

ウ 別表1のβ-3欄に掲げる情報

別表1のβ-3欄に掲げる情報は、特定会議における非防犯系議事内容であって、専ら組織内部の運営方針に関する事項を内容とするものである。特定会議は公開されておらず、その議事内容も公開することを想定していないことから、かかる情報を公開することにより、特定会議における自由な意見交換が阻害され、特定団体の運営に支障を来すおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第2号本文に該当する。

エ 別表1のβ-4欄及びβ-5欄に掲げる情報

別表1のβ-4欄及びβ-5欄に掲げる情報は、特定会議における防犯系議事内容であって、特定団体を構成する団体又は施設（独立行政法人であるものを除く。以下、この項において同じ。）における防犯カメラの設置状況等、具体的な防犯体制について言及されたものである。

当該団体又は施設にあつては、所管する福祉施策の対象となる県民の入所が予定されており、その利用者が安全に当該施設等で過ごすことができるようにする責務があるところ、かかる情報を公開した場合、その具体的な防犯体制等が明らかとなり、防犯対策上、相対的に脆弱な点を一般に知らしめ、もって、当該施設を利用する利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

よって、かかる情報は、公開することにより、当該施設等の運営に支障を及ぼす情報に当たるため、条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報の中には、一部、防犯とは直接関係ないものも含まれているものの、それらの情報については、前記ウと同様の理由により、同号本文に該当する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1のγ-1欄に掲げる情報

別表1のγ-1欄に掲げる情報のうち、実施機関の職員に割り当てられた個人用電子メールアドレス及び所属に割り当てられた業務用電子メールアドレスは、一般に公にされたものではないため、公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、実施機関におけるネットワークシステムに深刻な被害がもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、その信頼を著しく失墜させるおそれがあるものである。また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するなど、当該職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれもある。

よって、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

また、別表1のγ-1欄に掲げる情報のうち、実施機関の内線電話番号についても、一般に公にしているものではなく、公開することで、迷惑電話等により、実施機関の業務に支障を及ぼすおそれがあることから、同号柱書に該当する。

イ 別表1のγ-2欄に掲げる情報

別表1のγ-2欄に掲げる情報は、メールの件名の一部であり、その内容には、実施機関における業務用電子メールアドレスの一部が含まれており、当該業務用電子メールアドレスを容易に類推させるものであるため、前記ア前段と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表1のγ-3欄に掲げる情報

別表1のγ-3欄に掲げる情報は、特定団体における特定会議の議事録に記載された特定会議に出席した特定団体を構成する団体又は施設の名称のうち、独立行政法人に係るものであり、前記(2)イと同様に、公開することにより、特定会議への出欠が明らかとなり、当該独立行政法人に対する、その利用者から寄せられる信頼等に影響を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表1のγ-4欄及びγ-5欄に掲げる情報

別表1のγ-4欄及びγ-5欄に掲げる情報は、特定団体を構成する

団体又は施設のうち、独立行政法人に係る別表1のβ-5欄に掲げる情報と同質の情報であることから、前記(2)エと同様に、公開することにより、当該独立行政法人の施設等の運営に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

実施機関は、小児の専門医療機関として治療等を行っているところ、甲文書、乙文書、丙文書、丁文書、戊文書及び己文書を管理していたのは特定事件を契機として、神奈川県及び関係所属から施設の安全管理に関する通知等を受けたためであり、庚文書及び辛文書を管理していたのは特定事件を契機として特定団体が作成した声明文、厚生労働省の記者発表資料及び特定団体がその構成団体等に発出した文書を実施機関が取得したためであり、壬文書を管理していたのは実施機関が特定会議に参加し、その議事録を作成、保存していたためである。

実施機関にあつては、これらの業務以外に他に直接的に特定事件に関連する業務は所管しておらず、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上不存在とした文書も存在しない。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書、乙文書、丙文書及び己文書は特定事件を契機として関係所属等から発出された施設の安全管理に関する通知を、実施機関が施設管理業務の一環として取得していたものであり、丁文書は同業務の一環として特定事項を依頼されたため管理していたものであり、戊文書、庚文書及び辛文書は特定事件を受けて発出された各種声明文を取得等したものであり、壬文書は実施機関が特定会議に参加した際に作成された議事録であると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」

(同号ただし書イ)、 「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」 (同号ただし書ウ)、 「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」 (同号ただし書エ) に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、別表1の $\alpha - 1$ 欄から $\alpha - 4$ 欄までに掲げる情報並びに別表1の $\beta - 5$ 欄及び別表1の $\gamma - 5$ 欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は、実施機関の職員の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

この点について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり、その氏名が実施機関の職員名簿に記載されている以上、同号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、これらの職員は実施機関が独自採用した職員等であって、これらの情報が職員録等により公にされているといった事実もなく、公にすることが予定されているといったことも認められないため、同号ただし書イには該当しないと解される。

さらに、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

イ 別表1の $\alpha - 2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha - 2$ 欄に掲げる情報は、特定団体の事務局職員の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

この点について、審査請求人は、前記3(1)イのとおり、その氏名が職員録等に記載されているものとして同号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、かかる職員は独立行政法人に属す

る者であって、かかる情報が職員録等により公にされているといった事実もなく、公にすることが予定されているといったことも認められないため、同号ただし書イには該当しないと解される。

さらに、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

ウ 別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報は、特定団体の職員の名前とともに、当該職員が行った行為が記載されているものであると認められるところ、実施機関は、かかる情報は特定の個人を識別できる情報であるとして、条例第5条第1号本文に該当する旨説明している。

実施機関が説明するとおり、かかる情報には特定の個人の名前が明記されている以上、同号本文に該当し、また、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないものであると認められる。

しかしながら、かかる情報から当該職員の名前部分（別表2の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報）を除いた情報（別表3の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報）は、当該職員の行為態様に照らせば、公開したとしても、当該個人の権利利益が害されるようなものとは認められないものである。

よって、別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報のうち、別表3の $\alpha-3$ 欄に掲げるものは、条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべきであるが、別表2の $\alpha-3$ 欄に掲げるものについては、なお、条例第5条第1号本文に該当するものとして非公開とすべきと判断する。

なお、審査請求人は、前記3(1)ウのとおり、当該職員が公務員である場合には、かかる情報が職務遂行に関する情報であり、職員録にその氏名が登載されているため同号ただし書イに該当する旨主張するが、そのような事実は認められず、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

エ 別表 1 の $\alpha - 4$ 欄に掲げる情報

(ア) 別表 1 の $\alpha - 4$ 欄に掲げる情報のうち、別表 2 の $\alpha - 4$ 欄に掲げるものは、特定会議に出席した特定団体を構成する団体又は施設の担当者名前であるところ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであることから、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記 3 (1) エのとおり、これらの担当者の氏名が職員録等に記載されているものとして同号ただし書イに該当する旨主張するが、これらの者の氏名が職員録等により公にされているといった事情は認められないため、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

(イ) 他方、別表 1 の $\alpha - 4$ 欄に掲げる情報のうち、別表 3 の $\alpha - 4$ 欄に掲げるものは、特定会議の開催場所を記したものにすぎず、個人に関する情報とは言えないことから、条例第 5 条第 1 号本文には該当しないと判断する。

オ 別表 1 の $\beta - 5$ 欄及び $\gamma - 5$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\beta - 5$ 欄及び $\gamma - 5$ 欄に掲げる情報について、実施機関は、特定会議における防犯系議事内容であるとして条例第 5 条第 2 号本文又は第 4 号柱書にそれぞれ該当する旨説明するが、当審査会が確認したところ、これらの情報は、特定会議にあって、特定団体を構成する団体又は施設における防犯体制の情報共有を図る中で言及された、特定の施設における入所者を念頭にした発言記録であって、当該入所者の氏名は含まれていないものの、その心身の状況又は具体的入所状況について触れられたものであると認められる。そして、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これを公開することにより、当該個人の権利利益が害されることは明らかなものである。

よって、別表1のβ-5欄及びγ-5欄に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報ではないものの、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報として、同条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

そこで、別表1のβ-1欄からβ-4欄までに掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1のβ-1欄に掲げる情報

別表1のβ-1欄に掲げる情報は、特定団体の事務局を担う法人の名称であるところ、実施機関は、特定団体にあつて、その事務局を担う法人の名称をホームページ等で公にしていなかったことから、公開することにより、特定団体の運営等に係る正当な利益を害するとして、かかる情報が条例第5条第2号本文に該当する旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、特定団体の事務局を担う法人の名称を公開したとしても、特定団体の運営等に係る正当な利益を害するような特段の

事情があると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は同号本文には該当しないと判断する。

イ 別表1のβ-2欄に掲げる情報

別表1のβ-2欄に掲げる情報は、特定団体における特定会議の議事録に記載された特定会議に出席した特定団体を構成する団体又は施設（独立行政法人であるものを除く。以下、この項において同じ。）の名称であり、特定会議とは、特定団体の運営方針や事業内容を具体化するための機関であって、新規事業や事業内容の変更、運営方針の検討等を行い、特定団体の総会に提案を行う機関であることが認められる。実施機関は、かかる特定会議の性質を背景に、これらの団体又は施設の名称を公開すると、特定会議への出欠が明らかとなり、当該団体又は施設の利用者から寄せられる信頼等に影響を及ぼすとして、これらの情報が条例第5条第2号本文に該当する旨説明するが、特定会議への出欠の有無が明らかになったとしても、それが殊更に当該団体又は施設がその職務を放棄したということを示しているといった特段の事情がない以上、公開することにより、当該団体又は施設の正当な利益を害するおそれがある情報と認めることは困難であると言わざるを得ない。

また、実施機関は、これらの情報は、別表1のβ-4欄及びβ-5欄に掲げる防犯系議事内容とも関係するため、公開することにより、当該施設又は団体の防犯体制の維持との関係でその正当な利益を害するとして同号本文に、なお該当する旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、当該施設又は団体の具体的な防犯体制に関する情報を非公開とすれば、当該施設又は団体の名称を公開したとしても、その正当な利益を害するおそれはないと認められるため、この点に関する実施機関の説明も採用することはできない。

よって、別表1のβ-2欄に掲げる情報は同号本文には該当しないと判断する。

ウ 別表1のβ-3欄に掲げる情報

(7) 当審査会が確認したところ、別表1のβ-3欄に掲げる情報のうち、別表2のβ-3欄に掲げるものは、特定会議における非防犯系議事内

容であって、実施機関が説明するとおり、専ら特定団体における運営方針、意思決定プロセスの在り方等の特定団体の具体的運営方法を内容とするものである。この点について、審査請求人は、前記3(2)ウのとおり、これらの情報を公開したとしても、特定団体の正当な利益を害するものではない旨主張するが、これらの情報が特定団体における意思決定プロセスにかかわる情報であるということにかんがみれば、公開することにより、特定団体の運営に外部から過度な介入を招き、その正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これを公開することで、人の生命、身体等の利益の保護につながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は同号ただし書に該当しないと判断する。

- (イ) 他方、別表1のβ-3欄に掲げる情報のうち、別表3のβ-3欄に掲げるものは、特定会議における非防犯系議事内容ではあるものの、その内容は、今後生じる災害への対応や過去の災害に対する援助例について言及しているものにすぎず、公開することにより、自由な意見交換が阻害されるおそれその他特定団体の正当な利益を害するおそれがあるものと認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は条例第5条第2号本文には該当しないと判断する。

エ 別表1のβ-4欄に掲げる情報

- (ア) 当審査会が確認したところ、別表1のβ-4欄に掲げる情報のうち、別表2のβ-4欄に掲げるものは、実施機関が説明するとおり、特定会議における防犯系議事内容であって、特定団体を構成する団体又は施設（独立行政法人であるものを除く。以下、この項において同じ。）における防犯カメラの設置状況等、具体的な防犯体制について言及されたもの及びそれに密接にかかわる情報であると認められる。

そして、これらの団体又は施設は、それぞれ入所者を有しているこ

とにかんがみると、これらの情報を公開することにより、その具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(2)エのとおり主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(イ) 他方、別表1のβ-4欄に掲げる情報のうち、別表3のβ-4欄に掲げる情報は、特定団体を構成する団体又は施設（独立行政法人であるものを除く。）の具体的な防犯体制に関する情報とまでは言えず、これを公開したとしても、その安全管理に支障を生じさせるようなものとは認められないこと、また、これを公開したとしても、自由な意見交換が阻害されるおそれがあるとも認められないことから、条例第5条第2号本文には該当しないと判断する。

オ 別表1のβ-5欄に掲げる情報

別表1のβ-5欄に掲げる情報について、実施機関は条例第5条第2号本文に該当する旨説明するが、前記(2)オのとおり、かかる情報は同条第1号本文に該当すると認められるため、同条第2号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非

公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1の $\gamma-1$ 欄から $\gamma-4$ 欄までに掲げる情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 別表1の $\gamma-1$ 欄に掲げる情報

(ア) 別表1の $\gamma-1$ 欄に掲げる情報のうち、別表2の $\gamma-1$ 欄に掲げる情報は、実施機関において、その職員に割り当てた個人用電子メールアドレス又は所属に割り当てた業務用電子メールアドレス若しくは内線電話番号であり、当審査会が確認したところ、これらのメールアドレス等は一般に公にされているものではなく、公開することにより、これらのメールアドレス等を利用している事務とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール、迷惑電話等がなされ、実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)アのとおり、迷惑メールはウィルス対策ソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトの利用等によっても迷惑メールの送信自体を止めることはできず、事務の遂行に支障を生じるおそれを取り除くことはできないため、かかる主張は採用することができない。

(イ) 他方、別表1の $\gamma-1$ 欄に掲げる情報のうち、別表3の $\gamma-1$ 欄に掲げるものは、電子メールアドレスそのものではなく、その宛先となる所属名が記されているものにすぎないことから、公開したとしても、実施機関の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

イ 別表1の $\gamma-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\gamma-2$ 欄に掲げる情報は、メールの件名の一部であるところ、実施機関は、その内容に一般に公にしていな業務用電子メールアドレスの一部が含まれており、当該業務用電子メールアドレスを容易に類推させるものであるため、公開することにより、迷惑メール等が送信され、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすとして条例第5条第4号柱書に該当する旨説明している。しかしながら、かかる情報は業務用電子メールアドレスそのものではない以上、実施機関が説明する支障が生じる蓋然性は決して高いものとは言えないものである。

よって、かかる情報は同号柱書には該当しないと判断する。

ウ 別表1の $\gamma-3$ 欄に掲げる情報

別表1の $\gamma-3$ 欄に掲げる情報は、特定団体における特定会議の議事録に記載された特定会議に出席した特定団体を構成する団体又は施設の名称のうち、独立行政法人に係るものであるところ、かかる情報は、特定会議に出席したものの名称という点において、別表1の $\beta-2$ 欄に掲げる情報と同質なものであるため、別表1の $\gamma-3$ 欄に掲げる情報の条例第5条第4号柱書該当性は、別表1の $\beta-2$ 欄に掲げる情報の同条第2号本文該当性と同様に考えることができるものである。

よって、別表1の $\gamma-3$ 欄に掲げる情報は、前記(3)イと同様に、特定会議への出欠の有無が明らかになったとしても、それが殊更に当該独立行政法人がその職務を放棄したということを示しているといった特段の事情がない以上、公開することにより、当該独立行政法人の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

エ 別表1の $\gamma-4$ 欄に掲げる情報

(ア) 当審査会が確認したところ、別表1の $\gamma-4$ 欄に掲げる情報のうち、別表2の $\gamma-4$ 欄に掲げる情報は、特定団体を構成する団体又は施設のうち、独立行政法人であるものに係る別表2の $\beta-4$ 欄に掲げる情報と同質なものであるため、別表2の $\gamma-4$ 欄に掲げる情報の条例第5条第4号柱書該当性は、別表2の $\beta-4$ 欄に掲げる情報の同条第2

号本文該当性と同様に考えることができるものである。

よって、別表2のγ-4欄に掲げる情報は、前記(3)エ(ア)と同様に、公開することにより、当該独立行政法人の施設に係る防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(3)エのとおり主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(イ) 他方、別表1のγ-4欄に掲げる情報のうち、別表3のγ-4欄に掲げるものは、特定団体を構成する団体又は施設のうち独立行政法人であるものの具体的な防犯体制に関する情報とまでは言えず、これを公開したとしても、その安全管理に支障を生じさせるような情報とは認められないことから、条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

オ 別表1のγ-5欄に掲げる情報

別表1のγ-5欄に掲げる情報について、実施機関は条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、前記(2)オのとおり、かかる情報は同条第1号本文に該当すると認められるため、同条第4号柱書該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を越えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守

られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(7) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を取り止めるべきこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、

条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るも

のでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
γ 1	甲文書	メール 職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 39 文字目まで、4行目 12 文字目から 41 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、20文字目から 50 文字目まで、7行目 3 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 68 文字目まで、8行目 11 文字目から 36 文字目まで、9行目 2 文字目から 29 文字目まで、44 文字目から 68 文字目まで、10 行目 10 文字目から 39 文字目まで、11 行目 15 文字目から 44 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
	乙文書	メール 職員個人用若しくは業務用電子メールアドレス又は内線電話番号 ○ 左記文書中、2行目 22 文字目から 52 文字目まで、4行目 4 文字目から 21 文字目まで、19 行目 17 文字目から 22 文字目まで、21 行目	第 5 条第 4 号 柱書
γ 2		メールの件名の一部 ○ 左記文書中、1 行目 10 文字目から 25 文字目まで	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ 1	丙文書	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 39 文字目まで、4行目 12 文字目から 41 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、20 文字目から 50 文字目まで、7行目 3 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 68 文字目まで、8行目 11 文字目から 36 文字目まで、9行目 2 文字目から 29 文字目まで、44 文字目から 68 文字目まで、10 行目 10 文字目から 39 文字目まで	第 5 条 第 4 号 柱書
	丁文書	メール	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書中、2行目 6 文字目から 9 文字目まで、4行目 52 文字目から 54 文字目まで、5行目 43 文字目から 45 文字目まで、6行目 18 文字目から 20 文字目まで、7行目 7 文字目から 9 文字目まで、16 行目 11 文字目から 12 文字目まで	第 5 条 第 4 号 柱書
α 1	己文書	メール	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書中、2行目 6 文字目から 9 文字目まで、4行目 52 文字目から 54 文字目まで、5行目 43 文字目から 45 文字目まで、6行目 18 文字目から 20 文字目まで、7行目 7 文字目から 9 文字目まで、16 行目 11 文字目から 12 文字目まで	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ 1	己文書 < 続き >	メール	職員個人用又は業務用電子メールアドレス、業務用電子メールアドレスの宛先となる所属名 ○ 左記文書中、2行目 10 文字目から 39 文字目まで、4行目 4 文字目から 37 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、21 文字目から 51 文字目まで、7行目 10 文字目から 38 文字目まで、8行目 17 文字目から 44 文字目まで、9行目 7 文字目から 32 文字目まで、10行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 45 文字目から 11 行目 6 文字目まで、28 文字目から 57 文字目まで	第 5 条 第 4 号 柱書
		平成 28 年 8 月 4 日付け依頼文	実施機関の職員の名前 ○ 左記文書中、問合せ欄のうち、2行目 11 文字目から 12 文字目まで	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
α 1	庚文書	メール	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における看護科長(1名分)の印影	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
γ 1			職員個人用又は業務用電子メールアドレス ○ 左記文書中、施設長の印影の直下にある文字列(17文字)、メールの差出人欄の内容、宛先欄の内容	第 5 条 第 4 号 柱書
β 1			特定団体の事務局を担う法人の名称 ○ 左記文書中、メール本文のうち、4行目 5 文字目から 9 文字目まで、11 行目 2 文字目から 18 文字目まで	
α 2			特定団体の事務局職員の氏名 ○ 左記文書中、メール本文のうち、4行目 10 文字目から 11 文字目まで、10行目 4 文字目から 7 文字目まで	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α 3	庚文書 < 続き >	メール	特定団体の職員の名前等 ○ 左記文書中、メール本文のうち、7行目から8行目まで	第5条第1号 (個人識別情報)
α 1	辛文書	平成 28 年 8 月 16 日 付 け通知	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における看護科長(1名分)の印影	第5条第1号 (個人識別情報)
			実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における看護科長(1名分)、医務課長(1名分)の印影	第5条第1号 (個人識別情報)
β 2	壬文書	同左	特定団体を構成する団体又は施設の名称 ○ 左記文書1頁目中、3行目9文字目から13文字目まで、21文字目から25文字目まで、29文字目から32文字目まで、36文字目、4行目1文字目から2文字目まで、6文字目から10文字目まで、14文字目から17文字目まで、21文字目から25文字目まで、5行目13文字目から18文字目まで、21文字目から26文字目まで、30文字目から33文字目まで、6行目1文字目から5文字目まで、8文字目から9文字目まで、28行目1文字目から4文字目まで、30行目1文字目から4文字目まで、31行目1文字目、34行目1文字目から2文字目まで、36行目1文字目から5文字目まで	第5条第2号

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
β 2	壬文書 < 続き >	同左	特定団体を構成する団体又は施設の名称<続き> ○ 左記文書 2 頁目中、4 行目 1 文字目から 3 文字目まで、9 行目 1 文字目から 5 文字目まで、12 行目 1 文字目から 6 文字目まで、17 行目 1 文字目から 2 文字目まで、20 行目 1 文字目から 4 文字目まで、22 行目 1 文字目から 4 文字目まで、26 行目 1 文字目から 5 文字目まで	第 5 条第 2 号
γ 3			特定団体を構成する団体又は施設の名称 ○ 左記文書 2 頁目中、28 行目 1 文字目から 5 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
α 4			特定会議の開催場所又は特定団体を構成する団体若しくは施設の担当者の名前 ○ 左記文書 1 頁目中、2 行目 4 文字目から 15 文字目まで、3 行目 14 文字目から 15 文字目まで、26 文字目から 27 文字目まで、33 文字目から 34 文字目まで、37 文字目から 38 文字目まで、4 行目 3 文字目から 5 文字目まで、11 文字目から 12 文字目まで、18 文字目から 19 文字目まで、26 文字目から 27 文字目まで、5 行目 19 文字目、27 文字目から 28 文字目まで、34 文字目から 38 文字目まで、6 行目 6 文字目から 7 文字目まで、10 文字目から 15 文字目まで	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 3	壬文書 < 続き >	同左	特定団体の職員の名前等 ○ 左記文書 1 頁目中、8 行目
β 3			特定会議における非防犯系議事内容 ○ 左記文書 1 頁目中、10 行目から 11 行目まで、12 行目 2 文字目から 34 文字目まで、13 行目 2 文字目から 16 行目まで、17 行目 2 文字目から 18 行目まで、19 行目 2 文字目から 27 文字目まで、20 行目 2 文字目から 21 行目まで、22 行目 2 文字目から 23 行目まで、24 行目 2 文字目から 25 行目まで、26 行目 2 文字目から 27 文字目まで
β 4			特定会議における防犯系議事内容 ○ 左記文書 1 頁目中、28 行目 5 文字目から 29 行目まで、30 行目 5 文字目から 27 文字目まで、31 行目 2 文字目から 33 行目まで、34 行目 3 文字目から 35 行目まで、36 行目 6 文字目から 44 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目から 3 行目まで、4 行目 4 文字目から 8 行目まで、9 行目 6 文字目から 11 行目まで、12 行目 7 文字目から 13 行目まで、17 行目 3 文字目から 19 行目まで、20 行目 5 文字目から 21 行目まで、22 行目 5 文字目から 23 行目 20 文字目まで、24 行目 25 文字目から 25 行目まで、26 行目 6 文字目から 27 行目まで
			第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
			第 5 条第 2 号

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
β 5	壬文書 < 続き >	同左	特定会議における防犯系議事内容 ○ 左記文書 2 頁目中、23 行目 21 文字目から 24 行目 24 文字目 まで 第 5 条第 2 号
γ 4			特定会議における防犯系議事内容 ○ 左記文書 2 頁目中、14 行目 6 文字目から 16 行目まで、28 行 目 6 文字目から 30 文字目ま で、29 行目 34 文字目から 30 行 目まで 第 5 条第 4 号 柱書
γ 5			特定会議における防犯系議事内容 ○ 左記文書 2 頁目中、29 行目 1 文字目から 33 文字目まで

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ 1	甲文書	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 39 文字目まで、4行目 12 文字目から 41 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、20文字目から 50 文字目まで、7行目 3 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 68 文字目まで、8行目 11 文字目から 36 文字目まで、9行目 2 文字目から 29 文字目まで、44 文字目から 68 文字目まで、10 行目 10 文字目から 39 文字目まで、11 行目 15 文字目から 44 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
	乙文書	メール	職員個人用若しくは業務用電子メールアドレス又は内線電話番号 ○ 左記文書中、2行目 22 文字目から 52 文字目まで、4行目 4 文字目から 21 文字目まで、19 行目 17 文字目から 22 文字目まで、21 行目	第 5 条第 4 号 柱書
γ 1	丙文書	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 39 文字目まで、4行目 12 文字目から 41 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、20文字目から 50 文字目まで、7行目 3 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 68 文字目まで、8行目 11 文字目から 36 文字目まで、9行目 2 文字目から 29 文字目まで、44 文字目から 68 文字目まで、10 行目 10 文字目から 39 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
	丁文書	メール		

別表 2 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α 1	己文書	メール	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書中、2行目6文字目から9文字目まで、4行目52文字目から54文字目まで、5行目43文字目から45文字目まで、6行目18文字目から20文字目まで、7行目7文字目から9文字目まで、16行目11文字目から12文字目まで	第5条第1号 (個人識別情報)
γ 1		メール	職員個人用又は業務用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目10文字目から39文字目まで、4行目11文字目から37文字目まで、5行目2文字目から29文字目まで、同行目46文字目から6行目6文字目まで、21文字目から51文字目まで、7行目10文字目から38文字目まで、8行目17文字目から44文字目まで、9行目7文字目から32文字目まで、10行目2文字目から29文字目まで、同行目45文字目から11行目6文字目まで、28文字目から57文字目まで	第5条第4号 柱書
α 1		平成28年8月4日付け依頼文	実施機関の職員の名前 ○ 左記文書中、問合せ欄のうち、2行目11文字目から12文字目まで	第5条第1号 (個人識別情報)

別表 2 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	庚文書 メール	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における看護科長（1名分）の印影	第5条第1号 （個人識別情報）
γ 1		職員個人用又は業務用電子メールアドレス ○ 左記文書中、施設長の印影の直下にある文字列（17文字）、メールの差出人欄の内容、宛先欄の内容	第5条第4号 柱書
β 1			
α 2		特定団体の事務局職員の氏名 ○ 左記文書中、メール本文のうち、4行目10文字目から11文字目まで、10行目4文字目から7文字目まで	第5条第1号 （個人識別情報）
α 3		特定団体の職員の名前等のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書中、メール本文のうち、7行目31文字目から34文字目まで	
α 1	辛文書 平成28年8月16日付け通知	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における看護科長（1名分）の印影	第5条第1号 （個人識別情報）
	壬文書 同左	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における看護科長（1名分）、医務課長（1名分）の印影	第5条第1号 （個人識別情報）

別表 2 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α 4	壬文書 < 続き >	同左	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)	
α 3				<p>特定団体を構成する団体又は施設の担当者の名前</p> <p>○ 左記文書 1 頁目中、3 行目 14 文字目から 15 文字目まで、26 文字目から 27 文字目まで、33 文字目から 34 文字目まで、37 文字目から 38 文字目まで、4 行目 3 文字目から 5 文字目まで、11 文字目から 12 文字目まで、18 文字目から 19 文字目まで、26 文字目から 27 文字目まで、5 行目 19 文字目、27 文字目から 28 文字目まで、34 文字目から 38 文字目まで、6 行目 6 文字目から 7 文字目まで、10 文字目から 15 文字目まで</p>
β 3				<p>特定団体の職員の名前等のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書 1 頁目中、8 行目 7 文字目から 10 文字目まで</p>
		<p>特定会議における非防犯系議事内容のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書 1 頁目中、10 行目から 11 行目まで、12 行目 2 文字目から 34 文字目まで、13 行目 2 文字目から 16 行目まで、17 行目 2 文字目から 18 行目まで、19 行目 2 文字目から 27 文字目まで</p>	第 5 条第 2 号	

別表 2 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
β 4	壬文書 < 続き >	同左	<p>特定会議における防犯系議事内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目中、28 行目 16 文字目から 29 行目まで、31 行目 2 文字目から 32 行目 6 文字目まで、同行目 22 文字目から 33 行目まで、34 行目 3 文字目から 35 行目まで、36 行目 6 文字目から 44 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目 1 文字目から 15 文字目まで、4 行目 4 文字目から 8 行目まで、9 行目 6 文字目から 11 行目まで、12 行目 7 文字目から 13 行目まで、17 行目 3 文字目から 18 行目 16 文字目まで、19 行目 12 文字目から 40 文字目まで、20 行目 5 文字目から 21 行目まで、22 行目 5 文字目から 44 文字目まで、27 行目 24 文字目から 38 文字目まで 	第 5 条第 2 号
			<p>特定会議における防犯系議事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目中、23 行目 21 文字目から 24 行目 24 文字目まで 	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報)
			<p>特定会議における防犯系議事内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目中、14 行目 37 文字目から 16 行目まで 	第 5 条第 4 号 柱書
			<p>特定会議における防犯系議事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目中、29 行目 1 文字目から 33 文字目まで 	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報)
β 5				
γ 4				
γ 5				

別表 3

公開すべき非公開情報一覧			
文書区分		文書種別	非公開情報
γ 2	乙文書	メール	メールの件名の一部 ○ 左記文書中、1行目10文字目から25文字目まで
γ 1	己文書	メール	業務用電子メールアドレスの宛先となる所属名 ○ 左記文書中、4行目4文字目から10文字目まで
β 1	庚文書	メール	特定団体の事務局を担う法人の名称 ○ 左記文書中、メール本文のうち、4行目5文字目から9文字目まで、11行目2文字目から18文字目まで
α 3			特定団体の職員の名前等のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書中、メール本文のうち、7行目1文字目から30文字目まで、同行目35文字目から8行目まで
β 2	壬文書	同左	特定団体を構成する団体又は施設の名称 ○ 左記文書1頁目中、3行目9文字目から13文字目まで、21文字目から25文字目まで、29文字目から32文字目まで、36文字目、4行目1文字目から2文字目まで、6文字目から10文字目まで、14文字目から17文字目まで、21文字目から25文字目まで、5行目13文字目から18文字目まで、21文字目から26文字目まで、30文字目から33文字目まで、6行目1文字目から5文字目まで、8文字目から9文字目まで、28行目1文字目から4文字目まで、30行目1文字目から4文字目まで、31行目1文字目、34行目1文字目から2文字目まで、36行目1文字目から5文字目まで ○ 左記文書2頁目中、4行目1文字目から3文字目まで、9行目1文字目から5文字目まで、12行目1文字目から6文字目まで、17行目1文字目から2文字目まで、20行目1文字目から4文字目まで、22行目1文字目から4文字目まで、26行目1文字目から5文字目まで
γ 3			特定団体を構成する団体又は施設の名称 ○ 左記文書2頁目中、28行目1文字目から5文字目まで

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
α 4	壬文書 <続き>	特定会議の開催場所 ○ 左記文書1頁目中、2行目4文字目から15文字目まで
α 3		特定団体の職員の名前等のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目中、8行目1文字目から6文字目まで、11文字目から28文字目まで
β 3		特定会議における非防犯系議事内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目中、20行目2文字目から21行目まで、22行目2文字目から23行目まで、24行目2文字目から25行目まで、26行目2文字目から27文字目まで
β 4		特定会議における防犯系議事内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書1頁目中、28行目5文字目から15文字目まで、30行目5文字目から27文字目まで、32行目7文字目から31文字目まで ○ 左記文書2頁目中、1行目16文字目から3行目まで、18行目17文字目から19行目11文字目まで、23行目1文字目から20文字目まで、24行目25文字目から25行目まで、26行目6文字目から27行目23文字目まで
γ 4		特定会議における防犯系議事内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書2頁目中、14行目6文字目から36文字目まで、28行目6文字目から30文字目まで、29行目34文字目から30行目まで

備考1：行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、壬文書の1頁目については、特定会議の開催日時が記載された行を1行目として数える。また、甲文書、乙文書、丙文書、丁文書及び己文書のメールについては、Subjectと記載された行を1行目として数える。

備考2：文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も1文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 6 月 19 日	○ 諮問
11 月 26 日 (第 182 回部会)	○ 審議
12 月 25 日 (第 183 回部会)	○ 審議
平成 31 年 1 月 21 日 (第 184 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入江 直子	元神奈川大学教授	
柿崎 環	明治大学教授	部会員
金子 正史	元同志社大学大学院教授	会長
交告 尚史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員

（平成 31 年 2 月 13 日現在）（五十音順）